

商品概要説明書

多目的ローン

(令和5年4月1日現在)

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○契約時年齢が満 18 歳以上 75 歳未満の方。 ○最終償還時の年齢が満 80 歳未満となる方。ただし貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は J A との既存取引（農産物代金の入金、年金振込指定、給与振込のうち 1 つ以上）がある方とします。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上ある方。 ○原則として居住実態が確認できる方（申出のあった住所の確認ができることとします。）。 ただし、自営業者の方（非農業者に限ります。）については、ご本人またはご家族の持家であることとします。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○5 万円以上 5 0 0 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は 2 0 0 万円以内とします。
借入期間	○据置期間（最長 1 か月）を含む 6 か月以上 1 0 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート I）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート I）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、年 1 回見直しを行い、4 月 1 日から適用利率を変更いたします。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、隔月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の 50%以内とし、年 2 回の特定月は 3 か月以上の間隔を空けてご指定いただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ○実行時年齢が 71 歳を超える方については後継者（推定相続人）および年収合算をする場合は合算者を連帯債務者または連帯保証人として頂きます。
保証料	○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率 0.60%～0.75%）をお支払いいただきます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は無料です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、0～5,500 円の電子契約手数料（消費税込み）が必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A しまね